

## 第 69 号議案

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 6 日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

令和 7 年 1 月 23 日のコンビニ交付サービス事業開始に伴い関係条例を整理するため。

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年愛南町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

第6条第1項中「前条」を「、前条」に、「、次に」を「次に」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

第6条第2項中「第1項各号」を「印鑑票は、前項各号」に改め、「印鑑登録原票について」を削り、同条を第7条とする。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(登録印鑑の制限)

第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録申請を受理しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他印鑑の形状が変化しやすいもの

(4) 印影の大きさが1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの

(5) 印影が不鮮明なもの又は文字等の判読が困難なもの

(6) ふちが欠けたもの又はふちがないもの

(7) その他町長が不相当と認めるもの

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

第8条中「第5条」を「、第6条」に改める。

第9条から第11条までを削り、第12条第1項を次のように改める。

(登録事項の変更)

第12条 登録者又はその代理人は、印鑑票の登録事項(印影を除く。)について変更が生じたときは、直ちに町長に届け出なければならない。

第12条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(印鑑登録の廃止申請)

第10条 登録者又はその代理人は、町長に対し、印鑑登録の廃止を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、登録証を亡失した場合を除き、登録証を添えて書面によりしなければならない。

3 前2項の規定は、登録証を毀損し、汚損し、又は亡失したときの手続について準用する。この場合において、登録証の再交付を希望するときは、新たに第3条に規定する申請の手続を行わなければならない。

第13条を削る。

第14条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条中「消除し、印鑑票を廃止印鑑簿に収録するものとする」を「抹消する」に改め、同条第1号中「印鑑登録廃止申請書」を「前条第1項の規定による申請」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「第7条第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同条を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条を第11条とする。

第15条第1項中「かかる」を「係る」に改め、同条第2項中「登録者にかかる」を削り、「登録してある第6条第1項第3号」を「登録する第7条第1項第3号」に、「写」を「写し」に改め、同項ただし書中「町長」を「、町長」に改め、同条を第12条とする。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて申請するときは、登録証の添付を省略することができる。

第16条を第13条とする。

第17条中「登録証及び」を削り、「確認した上」を「確認し」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第15条 第13条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体(公的個人認証法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、公的個人認証法第38条第1項の規定による確認をしたときは、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

第18条中「次の」を「、次の」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を第16条とする。

第19条を削り、第20条を第17条とし、第21条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年1月23日から施行する。

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p><u>第5条</u> 町長は<u>前条</u>の規定による確認が終了したときは、直ちに当該印鑑の登録を行わなければならない。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p><u>第6条</u> 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、<u>前条</u>の規定により印鑑登録を受けるべき者について、<u>次</u>に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(登録印鑑の制限)</u></p> <p><u>第5条</u> 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) <u>職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>(3) <u>ゴム印その他印鑑の形状が変化しやすいもの</u></p> <p>(4) <u>印影の大きさが1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</u></p> <p>(5) <u>印影が不鮮明なもの又は文字等の判読が困難なもの</u></p> <p>(6) <u>ふちが欠けたもの又はふちがないもの</u></p> <p>(7) <u>その他町長が不相当と認めるもの</u></p> <p><u>2</u> <u>前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、町長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(印鑑の登録)</p> <p><u>第6条</u> 町長は<u>第4条</u>の規定による確認が終了したときは、直ちに当該印鑑の登録を行わなければならない。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p><u>第7条</u> 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、<u>前条</u>の規定により印鑑登録を受けるべき者について、<u>次</u>に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民</p>

現 行	改 正 案
<p>票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p>	<p>票に旧氏_____の記載_____が_____がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民_____に係る住民票に通称_____の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p>
<p>(4)～(7) 略</p>	<p>(4)～(7) 略</p>
<p>2 第1項各号_____に掲げる事項を登録した印鑑登録原票について磁気ディスクをもって作成する。</p>	<p>2 <u>印鑑票は、前項各号</u>に掲げる事項を登録した_____磁気ディスクをもって作成する。</p>
<p>(登録できない印鑑)</p>	
<p>第7条 町長は登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録申請は受理できない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、</p>	
<p>氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたものであ らわされていないもの</p>	
<p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称 以外の事項をあらわしているもの</p>	
<p>(3) ゴム印その他印鑑の形状が変化しやす いもの</p>	
<p>(4) 印影の大きさが1辺の長さ25ミリメー トルの正方形に収まらないもの及び1辺の 長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの</p>	
<p>(5) 印影が不鮮明なもの又は文字等の判読 が困難なもの</p>	
<p>(6) ふちが欠けたもの及びふちのないもの</p>	
<p>(7) その他町長が不相当と認めるもの</p>	
<p>(印鑑登録証の交付)</p>	<p>(印鑑登録証の交付)</p>
<p>第8条 町長は第5条の規定により印鑑登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)又はその代理人に対し印鑑登録証(以下「登録証」という。)を交付する。</p>	<p>第8条 町長は、<u>第6条</u>の規定により印鑑登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「登録者」という。)又はその代理人に対し印鑑登録証(以下「登録証」という。)を交付する。</p>
<p>(印鑑登録証)</p>	
<p>第9条 前条の規定により交付する印鑑登録証は、印鑑登録を受けている者について、プラスチックカード又は当該個人を識別するための磁気テープを付したカードをいう。</p>	<p>(削除)</p>

現 行	改 正 案
<p>(登録証の再交付)  <u>第10条 登録者又はその代理人は、登録証を著しくき損又は汚損したときは、書面により当該登録証を添えて再交付を申請することができる。ただし、当該登録証にかかる登録番号が判読できないときは、この限りでない。</u>  (印鑑登録証等の亡失等)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第11条 登録者は、登録証若しくは登録した印鑑を亡失したとき又は登録証の登録番号が判読困難となったときは、直ちにその旨を町長に届出なければならない。</u>  (登録事項の変更)</p>	<p>(削除)</p> <p>(登録事項の変更)</p>
<p><u>第12条 登録者又はその代理人は印鑑票の登録事項について変更を生じたときは、印鑑登録原票記載事項変更届に登録証を添えて直ちに届出なければならない。</u></p>	<p><u>第9条 登録者又はその代理人は、印鑑票の登録事項(印影を除く。)について変更が生じたときは、直ちに町長に届け出なければならない。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(新設)</p> <p>(登録廃止の申請)  <u>第13条 登録者又はその代理人は、町長に対し当該登録の廃止を申請することができる。</u>  2 前項の申請は、登録証を添えて書面で行わなければならない。  3 町長は、印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織を使用して行う当該印鑑の登録の廃止の申請を受理することができる。  4 前項の申請は第19条に準じ、申請の意思を確認するものとする。  5 第3項の申請を行った者は、印鑑登録証を亡失した場合を除き、速やかに印鑑登録証を返納しなければならない。</p>	<p>(印鑑登録の廃止申請)  <u>第10条 登録者又はその代理人は、町長に対し、印鑑登録の廃止を申請することができる。</u>  2 前項の規定による申請は、登録証を亡失した場合を除き、登録証を添えて書面によりしなければならない。  3 前2項の規定は、登録証を毀損し、汚損し、又は亡失したときの手続について準用する。この場合において、登録証の再交付を希望するときは、新たに第3条に規定する申請の手続を行わなければならない。</p>
<p>(印鑑登録の抹消)  <u>第14条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、当該印鑑の登録を抹消し、印鑑票を廃止印鑑簿に収録するものとする。</u>  (1) <u>印鑑登録廃止申請書</u> を受理したとき。</p>	<p>(削除)</p> <p>(印鑑登録の抹消)  <u>第11条 町長は、登録者について次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、当該印鑑の登録を抹消</u>  <u>する。</u>  (1) <u>前条第1項の規定による申請</u>を受理したとき。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>(2) 印鑑若しくは登録証の亡失又は登録証の登録番号の判読困難となった旨の届出があったとき。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 氏名、氏(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、当該旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録を受けている印鑑が<u>第7条第1号</u>に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u> (印鑑登録の証明)</p> <p><u>第15条</u> 町長は、登録者に<u>かかる</u>印鑑登録について証明する。</p> <p>2 前項の証明は、<u>登録者にかかる</u>印鑑票に登録してある<u>第6条</u>第1項第3号から第7号までに掲げる事項の<u>写</u>を磁気ディスクをもって作成し、これを交付して行う。ただし、これによることができないときは、<u>町長が別に定めるところにより行う。</u> (印鑑登録証明の申請)</p> <p><u>第16条</u> 第1項略</p> <p>2 前項の規定による申請は、登録証を添えて、書面でしなければならない。 _____ _____ _____ _____</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p><u>第17条</u> 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、<u>登録証及び</u>印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを<u>確認した上</u>、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 氏名、氏(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、当該旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録を受けている印鑑が<u>第5条第1項第1号</u>に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u> (印鑑登録の証明)</p> <p><u>第12条</u> 町長は、登録者に<u>係る</u>印鑑登録について証明する。</p> <p>2 前項の証明は、<u>_____</u>印鑑票に登録する<u>第7条</u>第1項第3号から第7号までに掲げる事項の<u>写し</u>を磁気ディスクをもって作成し、これを交付して行う。ただし、これによることができないときは、<u>町長が別に定めるところにより行う。</u> (印鑑登録証明の申請)</p> <p><u>第13条</u> 第1項略</p> <p>2 前項の規定による申請は、登録証を添えて、書面でしなければならない。<u>ただし、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を添えて申請するときは、登録証の添付を省略することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p><u>第14条</u> 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、<u>_____</u>印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを<u>確認し</u>、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p><u>第15条</u> <u>第13条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(印鑑登録証明申請書の不受理)</p> <p><u>第18条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明の申請を受理しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 登録証を提示しないとき。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(電子申請による印鑑登録証明)</p> <p><u>第19条</u> 町長は、前3条の規定にかかわらず、<u>印鑑の登録を受けている者が、電子情報処理組織(町長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)</u>を使用して行うことにより、<u>印鑑登録証明書の交付の申請を受理することができる。</u></p> <p><u>2 前項の申請は、登録番号その他の町長が印鑑登録原票との照合に必要と認める事項について入力させ、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名(以下「電子署名」という。)を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書のいずれかと併せてこれを送信させることにより、申請の意思を確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報シ</u></p>	<p><u>認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体(公的個人認証法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備をいう。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、公的個人認証法第38条第1項の規定による確認をしたときは、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>(印鑑登録証明申請書の不受理)</p> <p><u>第16条</u> 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明の申請を受理しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書</u>  <u>(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)</u>  <u>3 前項の場合における交付の方法は、申請者の請求に基づき、申請者の住所あて、当該印鑑登録証明書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により発送することができるものとする。</u>  (関係人に対する質問等)  <u>第20条 略</u>  2 略  (閲覧の禁止)  <u>第21条 略</u>  (愛南町行政手続条例の適用除外)  <u>第22条 略</u>  (委任)  <u>第23条 略</u></p>	<p>(関係人に対する質問等)  <u>第17条 略</u>  2 略  (閲覧の禁止)  <u>第18条 略</u>  (愛南町行政手続条例の適用除外)  <u>第19条 略</u>  (委任)  <u>第20条 略</u></p>